

これからの人づくりに向けた対策の充実・強化を求める意見書（案）

令和5年4月、国立社会保障・人口問題研究所は、長期的な日本の人口を予測した「将来推計人口」を公表した。これによると、2020年に約1億2,600万人であった我が国の総人口は、2070年には約3割も減少して8,700万人となり、しかも、その1割を外国人が占めると推計されている。

また、全国の出生数については、2022年に初めて80万人を下回り、統計を始めた1899年以降で最少となったところであるが、さらに、2070年には50万人にまで落ち込むとの見通しが示されている。

目下、未来を見据えた人づくりの問題に向き合う重要性は、これまでにないほど高まっている状況にあると考えられる。

そうした中、少子化や人口減少が社会に及ぼす影響を少しでも回避するためには、結婚・出産、子育て、教育を通じた人づくりが重要であることは論を俟たないが、一方、少子化対策が功を奏しても、労働力の面で効果が表れるまでには時間を要するとの分析があるのも事実である。

以上を踏まえ、国においては、これからの人づくりに向けて、結婚・出産、子育て、教育に関する対策はもとより、外国人材や最低賃金をはじめとした経済・産業に関する取組のような、短期的に効果を上げることが期待できる対策についても充実・強化を図るため、別記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月 日

茨城県議会議長 石井 邦一

（提出先）

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
法務大臣
財務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣
内閣府特命担当大臣

（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画）

内閣府特命担当大臣

（経済財政政策）

別記

1 結婚・出産及び子育て関係

- (1) 国の責任において、長期的に安定的な財源を確保し、全ての子育て家庭に資する全国一律の制度を構築すること。
- (2) 出会いの機会の創出や結婚支援、若い世代に向けたライフデザイン教育などの地方の取組について、地域の実情に応じて柔軟かつ継続的に実施できるよう、地域少子化対策重点推進交付金の更なる補助率の引上げや運用の弾力化を図るなど支援を充実させること。
- (3) 2022年4月から不妊治療に医療保険が適用され、負担軽減につながったものの、これまでの助成制度より自己負担額が増加する場合もあることから、保険適用範囲の拡大など抜本的な改善を図ること。
- (4) 幼児教育・保育の完全無償化を実現し、支援を課税世帯にも拡大すること。
- (5) 「小1の壁」をなくし、切れ目なく子育て家庭を支援するため、放課後児童クラブの待機児童解消をより一層進めるとともに、利用料の無償化を図ること。
- (6) 子ども・子育て支援新制度の円滑な実施を促進し、職員の処遇や配置基準の改善などによる「質の向上」を図るため、国が責任を持って必要な額を確保すること。
- (7) 保育士等の給与が他の業種と比較し適切な水準となるよう、保育士等の勤務実態に合った公定価格を定めること。その際には、単価の設定や処遇改善について、給与水準が高くなる東京に地方の保育士等が流出することのないよう、適切かつ十分な措置を講ずること。
- (8) 保育士修学資金貸付等制度を活用し、保育士資格の新規取得者の確保や潜在保育士の職場復帰が図れるよう、国が安定的な財源を確保すること。
- (9) 病児保育事業について、安定的なサービスの提供を図るため、子ども・支援交付金の基本額を増額すること。
- (10) 特別支援教育経費について、国の制度では2人以上の障害児を受け入れていないと補助対象にならないが、障害児を受け入れているすべての私立幼稚園等を国庫補助の対象とすること。
- (11) 市町村が実施する児童虐待未然防止事業等の財源としている安心こども基金（新たな子育て家庭支援の基盤を早急に整備していくための支援）について、令和4年改正児童福祉法の2024年4月からの施行に合わせ、事業期間を2024年度以降に延長するとともに、補助率の更なるかさ上げや、今後新たに創設される事業への活用等が可能となるよう、柔軟な運用を行うこと。
- (12) 子どもの医療費助成制度は、地方自治体が独自に事業を実施しているため、対象年齢や一部負担金の額、所得制限の有無など、自治体の財政力などにより制度が異なっているという問題がある。子どもの医療費助成制度は、国が責任を持って、全国で誰もが等しく医療を受けられる体制を整えることが必要であると考えことから、子ども医療費の公費負担制度を創設すること。

2 教育関係

- (1) 通級による指導や特別支援学級、外国人児童生徒への日本語指導など、特別な教育的支援を必要とする児童生徒数が増加している。このため、対象児童生徒数の引下げなどの定数の改善を図るとともに、通級による指導及び日本語指導の対応のための加配定数の充実についても配慮すること。
- (2) 学校における不登校、児童虐待の課題等に適切に対応する、社会福祉等の専門性を有するスクールソーシャルワーカーの活用について、持続可能で安定的な制度とするため、スクールソーシャルワーカーの待遇面の向上に向けて、国において財政措置を講ずること。
- (3) 学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）と同様の教育活動を自校で柔軟に行うことができる「校内教育支援センター（校内フリースクール）」の設置について、学びの多様化学校と同等に国が積極的に促進するとともに、設置の推進に向けた教員の加配項目の新設や財政措置など更なる支援策を講ずること。
- (4) 子どもの発達段階に応じた家庭教育支援について、対面でのアプローチが有効であるため、訪問型家庭教育支援に係る財政的支援の拡充など、家庭教育の更なる充実を図るための方策を講ずること。
- (5) 将来の結婚や出産などを考える上で、奨学金の返済が日常生活における負担とならないよう、日本学生支援機構が行う給付型奨学金について、給付の対象世帯に係る所得制限を緩和するなど、より一層の制度の充実を図ること。

3 経済・産業関係

- (1) 外国人が特定技能2号評価試験や介護福祉士国家試験を受験する際の配慮として、筆記試験における表記については、日本語のほか英語等多言語による表記を併用し、選択可能とするなど、外国人が受験しやすい環境を整備すること。
- (2) 外国人が地域社会の一員として円滑に生活できるよう、日本人と共生できる社会づくりを推進すること。加えて、日本語教育に関し、外国人を対象に学習機会を提供する仕組みの充実を図ること。
- (3) 最低賃金の引上げに係る次の事項について特段の措置を講ずること。
 - ・ 地域間格差の拡大につながっているランク分け制度を廃止し、中央最低賃金審議会が提示する地域別最低賃金額改定の目安については全国一律とすること。また、地方において、より自主的に地域の経済実態を踏まえて最低賃金額を決定できる仕組みとすること。
 - ・ 最低賃金の引上げにより影響を受ける中小企業・小規模事業所への支援を強化すること。
 - ・ パートなどの短時間労働者が、税・社会保障制度上のいわゆる「年収の壁」を意識して労働時間を抑えることがないよう、労働者本人の希望に応じて働くことができる環境を整備すること。
- (4) 産業構造の変化に対応し、労働生産性を向上させていくためには、成長産業

又は企業内の成長分野への円滑な労働移動を進めることが重要であることから、デジタル領域の人材育成などリスキリングを社会全体で連携して推進すること。